

## 市民税非課税世帯の方の申請手続きについて

- 市民税非課税世帯の方は無料で受診いただけます。

事前申請が必要ですので、健診予約専用ダイヤル（TEL559-8400）までお問い合わせください。

- 受診予定日の2週間前までに「健康診査一部負担金免除申請書 兼 課税状況閲覧等承諾書」の提出が必要です。
- 提出がない場合は、課税状況を確認できないため、料金を徴収させていただきます。
- 審査の結果、無料とならない場合がありますので、ご了承ください。
- 受診後の返金はできませんのでご注意ください。

（注）本申請は、令和3年度の課税状況（令和2年の1月から12月までの1年間の収入が対象）によって判断します。

（注）収入がない場合であっても、「収入がない」ことの申告が必要です。申告は税務課市民税係（TEL559-5053）までお願いします。

（注）令和3年1月1日以降に三田市に転入された方は、前住所地での非課税証明書（世帯全員分）を提出してください。

## 生活保護世帯の方の申請手続きについて

- 生活保護世帯の方は無料で受診いただけます。事前申請が必要ですので、生活支援課（TEL559-5074）までお問い合わせください。
- 受診予定日の2週間前までに「健康診査一部負担金免除申請書 兼 受診券発行依頼書」の提出が必要です。
- 提出がない場合は、生活保護世帯であることが確認できないため、料金を徴収させていただきます。
- 審査の結果、無料とならない場合がありますので、ご了承ください。
- 受診後の返金はできませんのでご注意ください。